

移動通信分野における 接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針(案)の概要

令和4年9月27日

事 務 局

第6次報告書（抜粋）

- MN03社からは楽天モバイルを含めるべきとの意見があったが、携帯電話料金と接続料等の関係の検証の目的が第二種指定電気通信設備に係る接続料等の水準の妥当性を検証することであることから、**MNOのうち第二種指定電気通信設備を設置する事業者(現時点では、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクが該当)を対象とすることが適切ではないか。**なお、第二種指定電気通信設備を設置する事業者以外の事業者の料金プラン等について、他の観点から検討することを妨げるものではない。

指針案

【検証実施事業者】

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(指定事業者)のうち、携帯無線通信に係る電気通信役務を提供する者

第6次報告書（抜粋）

- MNOの一部からは接続料水準が低廉化の場合は検証不要、0円プランのみ検証すべきとの意見があったが、接続料の低廉化の局面における検証の必要性については前述の「1. 対象事業者」の論点整理案で示したとおりである。携帯電話料金と接続料等の関係の検証の目的が第二種指定電気通信設備に係る接続料等の水準の妥当性を検証することであることから、接続を用いて競争することになるMVNOの視点に立って対象を決定することが適当ではないか。また、検証を効率的・効果的に行う必要もあることから、具体的には、**MVNOが現に提供しているサービス・料金プランと同等のサービス・料金プランのうち、MVNO(その関連団体を含む。)から具体的な課題に基づき検証対象とすべき旨の要望が寄せられ、かつ、接続研の議論を経てその要望に合理性があるものと認められたものとする**ことが適当である。

指針案

【検証対象】

本件検証は、指定事業者が提供する携帯無線通信に係る電気通信役務のうち、以下の①から③の要件を満たすものを対象とする。

- ① 指定事業者が現に提供しているサービス・料金プラン(以下「サービス等※1」という。)のうち、その料金の月額相当額が、競争事業者※2が現に提供する同等のサービス等(以下「競合サービス等」という。)の料金の月額相当額と近接しているもの(指定事業者が既に新規受付を終了するとともにサービス等の提供終了時期について公表しているものを除く)
- ② ①に示すサービス等のうち、競争事業者又はその関連団体から具体的な課題※3に基づいて本件検証の対象とすべき旨の要望が寄せられたもの
- ③ ②において要望が寄せられたサービス等のうち、本件検証を行う合理性があることが有識者会合※4において認められたもの

※1 単一の料金プランの中で、利用者が各自のニーズに応じてデータ通信容量のオプションを選択するものについては、本件検証において、各オプションを個別の料金プランとして取り扱う。

※2 指定事業者が設置する第二種指定電気通信設備に接続し、又は指定事業者が第二種指定電気通信設備を用いて提供する卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者

※3 「具体的な課題」としては、競争事業者から指定事業者へ継続的に利用者が移行していることが定量的に明らかである場合や、競争事業者が①に示すサービス等と同等の価格で競合サービス等を提供することが困難であることが立証出来る場合などが想定される。

※4 接続料の算定等に関する研究会

論点③:基本的な考え方

第6次報告書（抜粋）

- MNOの一部からは利用者料金と設備費用を直接比較して検証すべき旨の意見があったが、携帯電話料金と接続料等の関係の検証は、第二種指定電気通信設備に係る接続料等の水準の妥当性を検証することが目的であり、その検証方法として、当該水準が価格圧搾による不当な競争を引き起こすことにならないかについて確認するものであって、仮に営業費相当額を勘案せずに確認を行った場合には、価格圧搾による不当な競争が行われるおそれがないと言い切れず、上記目的に適うものとならないことから、各社が提供する**携帯電話料金に係る利用者料金と、その提供に必要と考えられる設備費用**（接続料、卸料金、その他設備コスト）**及び営業費相当額を比較し、MVNOがMNOと同等のサービス提供を行うことが可能な水準になっているか検証することが適当である。**
- 具体的には、検証対象ごとに、利用者料金による収入と、その**利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる設備費用の総額を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額を下回らないものであるかを検証することが適当である。**

指針案

【検証方法】

本件検証の対象となったサービス等ごとに、利用者料金による指定事業者の収入と、当該サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用（接続料相当額及びその他の設備費用をいう。以下同じ。）を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額（以下「営業費相当額」という。）を下回らないものであることを確認することで、競争事業者が指定事業者のサービス等と同等のサービス等の提供を行うことが可能な接続料等の水準となっているかを検証する。※

※ 各項目は月単位で算出することとし、月単位以外の形態で提供されているサービス等については、月額相当額に換算することとする。

第6次報告書 (抜粋)

- MNOの一部から共通的な考え方は不要である旨の意見があったが、MVNOの接続料の契約形態がMNOごとに異なることはない点を勘案すれば、共通的な考え方を採用すべきではないか。また、MNO3社を含めた携帯事業者が提供するサービス・料金プランがGB単位で設定されていることを踏まえ、データ接続料の月額GB単価を用いて、データ接続料相当額を算出することが適当である。具体的には、1年のうち最も通信量の多い1日における最大占有帯域と設備容量の上限値(Xbps)を基礎としてデータ接続料の月額GB単価(Y円/月・GB)を算出し、その単価に対象サービス・プランの平均使用通信量(ZGB)に乗じて、1回線当たりの月額データ接続料相当額とすることが適当である。

指針案

【データ伝送役務に係る接続料相当額】

データ伝送役務に係る接続料相当額は、検証を行う前年度のうち最も通信量の多い1日における最大占有帯域及び設備容量の上限値(bps)を基礎として、月額GB単価(円/月・GB)を算出し、その価額にサービス等の平均使用通信量(GB)を乗じることで、算出する。

【計算式】

$\frac{\text{設備容量の上限値[Mbps]} \times \text{届出接続料}^{\ast 1} \text{単価[円/Mbps} \cdot \text{月]}}{\text{月当たりの接続料}}$

$\div \left(\frac{\text{最繁時(1時間)のトラフィック量[GB]} / \text{最繁時集中度}^{\ast 2} [\%] \times 30.4 \text{ [日]}}{\text{月当たりの総通信量}} \right) \quad \ast \quad \text{平均使用通信量[GB]}$

※1:競争事業者又はその関連団体から本件検証を実施する旨の要望があった時点で競争事業者が指定事業者に対して支払っている予測接続料

※2:1年のうち最も通信量の多い1日内の最繁時(1時間)のトラフィック集中度

第6次報告書(抜粋)

- MNOが、MVNOのプレフィックス自動付与等接続への移行が進んでいること(原則として、利用者契約数の50%以上とし、特段の事情がある場合は音声伝送役務の提供を契約するMVNO事業者数の契約数の50%以上。)を証明した場合には、①基本料として音声接続料、通話料として音声接続料に1人当たりの平均通話時間
を乗じた料金額をそれぞれ採用し、MNOが当該証明ができない場合には、②基本料としてモバイル音声卸の基本料(実際に卸先事業者
に提供している基本料を平均した金額)、通話料として音声接続料に1人当たりの平均通話時間を乗じた料金額をそれぞれ採用することが適当である。

指針案

【音声伝送役務に係る接続料相当額】

音声伝送役務に係る接続料相当額は、指定事業者が競争事業者に提供する音声伝送役務に係る全契約数のうち接続機能を利用している割合により、以下のとおり算出する。※

(i) 全契約数の過半数が接続機能を利用している場合

基本料については音声伝送役務に係る届出接続料の基本料により、通話料については当該届出接続料の通話料に1人当たりの平均通話時間を乗じた額により算出する。

(ii) 接続機能を利用している契約数が全契約数の半数以下の場合

基本料については音声伝送役務に係る卸電気通信役務の基本料により、通話料については音声伝送役務に係る届出接続料の通話料に1人当たりの平均通話時間を乗じた額により算出する。

ただし、接続機能を利用している契約数が全契約数の半数以下となっている場合であっても、特段の事情により指定事業者が音声伝送役務を提供する競争事業者数のうち過半数が接続機能を利用しているときには、(i)と同様の方法で算出する。

※ 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」(令和2年9月策定)に基づく検証の結果、音声伝送役務に係る卸電気通信役務について、接続による代替性が認められた場合には、接続機能を利用している契約数の割合によらず、(i)の方法により算出することとする。

第6次報告書（抜粋）

- 接続料に含まれないが役務提供に必要かつ自社ユーザーからコスト回収する設備に係る費用として、ISP費用、PGW費用、他社に支払う接続料及び国際ローミング費用を採用することが**適当**である。

指針案

【その他の設備費用】

インターネット接続サービスに係る費用、P-GW(Packet Data Network Gateway)に係る費用、他事業者に支払う接続料及び国際ローミングに係る費用の合計により算出する。

第6次報告書 (抜粋)

- 携帯電話料金と接続料等の関係の検証は、第二種指定電気通信設備に係る接続料等の水準の妥当性を検証することが目的であり、その検証方法として、当該水準が価格圧搾による不当な競争を引き起こすことにならないかについて確認するものであって、仮に営業費相当額を勘案せずに確認を行った場合には、価格圧搾による不当な競争が行われるおそれがないと言い切れず、上記目的に適うものとならないことから、各社が提供する携帯電話料金に係る利用者料金と、その提供に必要と考えられる設備費用(接続料、卸料金、その他設備コスト)及び営業費相当額を比較し、MVNOがMNOと同等のサービス提供を行うことが可能な水準になっているか検証することが適当である。(再掲)
- (略) **携帯電話サービスについては、その始まり(1987年)から30年以上が経過し、既に契約数(約2億)が人口の約2倍に届く程となっている現状を踏まえれば、「サービスの立ち上がり期」には該当せず、例外的に除外する必要がないことから、「顧客営業」、「宣伝」、「企画」、「販売サポート・一般営業(特約店等)」に係る費用**(サービスによっては、その提供に際して発生し得ない費用がある場合もあると考えられることから、当該費用の取扱いについては検証を実施する際に考慮することもあり得る。)も計上することが適当である。ただし、**CSR活動に係る営業費等自社サービス(それに付随するものを含む。)**に係る顧客獲得を直接目的としない営業費については、価格圧搾による不当な競争を引き起こすおそれが低いことから、**除外することが適当ではないか。**また、具体的な算定方法としては、**各社の接続会計に基づくモバイルの営業収益の対営業費の割合(直近5年平均)で基準を設定することが適当である。**

指針案

【営業費相当額】

第二種指定電気通信設備接続会計規則に基づく移動電気通信役務収支表の営業収益に対する営業費(社会貢献活動に係る営業費等指定事業者のサービス等(それに付随するものを含む。)の提供を直接目的としないものを除く。)の割合の直近5年間の平均値により算出する。

第6次報告書（抜粋）

- MNOの一部から、割引を考慮しないようにすべきとの意見があったが、MVNOは割引後の料金と競争しているところであり、割引を考慮しない場合には検証の有効性が担保できないことから、利用者料金に関する割引については、**割引を加重平均して1人当たりの割引相当額を算出し、それを料金プランの料金額から控除した額を利用者料金とすることが適当ではないか。**ただし、社会福祉を目的とする割引であって、公的機関が発行する証明書の確認を要件とするものについては除外することが適当である。
- 他方で、MVNOからはセット割も考慮するべきとの意見があったが、**固定通信以外のサービスとのセット割については、**割引の算出が可能である固定通信とのセット割とは違い、その割引がどの程度携帯電話サービスに係るものなのかについて明確でない点やポイント付与等利用者料金との関係が明確でない点があることから、**引き続き検討することが適当である。**

指針案

【利用者料金】

(i) 利用者料金に関する割引の取扱い

利用者料金に関する割引については、以下に基づき、一人当たり割引相当額を算出し、利用者料金の額から控除することとする。（ただし、社会福祉を目的とする割引であって、公的機関が発行する証明書の確認を要件とするもの及び非通信サービス等とのセット割引を除く。）

- ・指定事業者が提供する全てのサービス等に適用される割引にあつては、全ての利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割引額を乗じた金額
- ・本件検証の対象サービス等を含む一部のサービス等にのみ適用される割引にあつては、当該一部のサービス等の利用者に占める現に割引を受ける者の割合に割引額を乗じた金額

指針案

【利用者料金】

(ii) 音声通話料金の取扱い

利用者料金のうち、音声通話に係る料金については、本件検証の対象サービス等における各音声通話プランへの加入割合及び各音声通話プラン加入者が支払う平均通話料(定額料金及び従量料金を含む。)に基づく加重平均により算出する。

第6次報告書（抜粋）

- MNOの一部からは定期的に実施する必要はない、1度検証で問題なしとなったものについては再度検証不要との意見があったが、仮に接続料が低減する局面であったとしても、営業費や携帯電話料金(利用者料金)の変動等により検証結果が変わり得ることから、**原則として年1回(例えば、3月末の接続約款の届出時)の検証を実施**することが適当ではないか。ただし、新サービス・プランの追加等に対応するため、**必要に応じて検証を実施することが適当である。**

指針案

【検証時期】

指定事業者は、電気通信事業法施行規則第23条の9の3第2項に規定する予測接続料について接続約款の変更の届出後から、当該変更届出を行った事業年度内に、本指針に基づき検証を行うものとする。なお、本件検証後、次の事業年度に行われる検証までの間に指定事業者がサービス等を新たに開始し又は変更した場合には、必要に応じて臨時の検証を行うものとする。

指針案

【利用者料金収入と設備等費用の差分が営業費相当額を下回る場合の取扱い】

(1) 指定事業者が講ずる措置

指定事業者は、次のいずれかの措置を講ずるものとする。

- ① 自らが提供するサービス等が価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すに足る十分な論拠として、検証結果の提出に併せて、以下に例示するもののうちいずれかを提示
 - ・本件検証の結果が、災害等事前に予測が困難な外的要因の影響によるものであることを示すもの
 - ・接続料等と利用者料金の関係が早期に改善することが見込まれる具体的な事由を示すもの
 - ・その他本件検証の対象となったサービス等が価格圧搾による不当な競争を引き起こさないものであることを示すもの
- ② 接続料等の水準の調整を行う、利用者料金の変更を行うなど、利用者料金と設備等費用の差分が営業費相当額を下回る状況が解消される所要の措置

(2) 総務省が講ずる措置

指定事業者が(1)の措置を講じた場合、総務省においてその内容を確認し、なお価格圧搾による不当な競争を引き起こすものと認められるときには、電気通信事業法第34条第3項の規定に基づき、接続約款を変更すべきことを命ずる措置その他の是正に向けた措置を講ずるものとする。

時期	令和4年				令和5年
	9月	10月	11月	12月	1月～3月
指針策定	指針案提示 	意見公募 		指針策定 	
対象サービス等決定			ヒアリング① (MVNO) 	ヒアリング② (MNO) 	対象サービス等決定 
スタックテスト実施					スタックテスト実施 

○9月下旬:指針案の提示・意見公募の開始

○11月上旬:指針策定・対象サービス等に関するヒアリング①(MVNO)

○11月下旬:対象サービス等に関するヒアリング②(MNO)

○12月中旬:対象サービス等の決定

○年度内:スタックテスト実施